

## 第 623 回 富津市定例農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和 6 年 8 月 5 日（月）午後 1 時 30 分から午後 1 時 50 分

2 開催場所 富津市役所 4 階 401 会議室

3 出席委員（13 人）

1	鈴木 昇	2	澤邊 治之	3	丸 文浩		
5	稲村 耕一	6	大塚 和行	7	渡邊 和巳	8	白井 和子
9	平野 弁一	10	佐久間 容	11	森田 泰彰	12	安田 和永
13	小柴 賢次郎	14	鈴木 伸江				

4 欠席委員（1 人）

4	川口 寛市						
---	-------	--	--	--	--	--	--

5 事務局職員（4 人）

局長 棟方 雅典	係長 平野 重樹	書記 樋口 悠亮	書記 山口 芳郎
----------	----------	----------	----------

会議の議案は次のとおり

議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について

議案第 2 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について

専決処分報告について



第 623 回 富津市定例農業委員会

発言者	発言内容
局長（棟方）	<p>開会 午後 1 時 30 分</p> <p>皆様こんにちは。予定されております委員の方々がすべてお揃いになりましたので、会議を始めさせていただきます。委員の皆様には、ご多用のところ第 623 回定例農業委員会総会にお集まりいただきまして誠にありがとうございます。また、アンケートの回収にご尽力いただきまして誠にありがとうございます。</p>
局長	<p>開会に先立ちまして、本日の出席状況でございますが、4 番川口委員が欠席となっております、委員 14 名中 13 名の出席となっております。</p> <p>従いまして、農業委員会会議規則第 6 条により本日の会議は成立いたします。</p> <p>それでは、会議を始めさせていただきます。</p> <p>会議の議長は、農業委員会会議規則第 4 条の規定により会長にお願いいたします。</p>
会長	<p>（議長挨拶）</p> <p>みなさん、こんにちは。（報告事項）東北地方の災害について。8/1（木）青葉の森公園において、創立 70 周年記念式典の報告。</p> <p>本日は皆様方には大変お忙しい中、ご協力をいただきましてありがとうございます。これから会議を進めさせていただきたいと思えます。よろしくご協力のほどお願いいたします。</p>
議長	<p>（開会）</p> <p>ただ今から、第 623 回富津市定例農業委員会総会を開会いたします。</p>

議長	<p>(議事録署名人の指名)</p> <p>それでは、会議に入ります。農業委員会会議規則第13条によりまして、私の方から議事録署名委員を指名いたします。</p> <p>1番 鈴木昇委員、2番 澤邊委員を指名いたします。それでは、議事に入らせていただきます。</p>
議長	<p><b>【議案第1号】</b></p> <p>議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。</p> <p>議案第1号1番について、担当委員現地調査及び説明を、7番 渡邊委員、お願いします。</p>
渡邊委員	<p>議案第1号1番について、申請地を8月3日に確認しましたので説明いたします。</p> <p>所在につきましては別添資料をご覧ください。</p> <p>天羽高等学校より南の方向 1300m付近に所在し周辺は土地改良事業が施工された一角にある農地です。</p> <p>義務者は、耕作地が自宅から遠くまた、労働力も不足していたことから権利者へ耕作をお願いしておりました。</p> <p>今後も自作が難しいため売却の申出をしたところ、承諾が得られ売買による所有権移転の申請を行うものであります。</p> <p>営農計画は、水稻栽培を計画しております。以上です。</p>
議長	<p>担当委員の説明は終わりました。事務局補足説明をお願いします。</p>
事務局(山口)	<p>ただいまの渡邊委員の説明に補足をさせていただきます。</p> <p>義務者は、本申請地を相続で取得しましたが遠方であったこと、労働力が不足していたことなどで、権利者に耕作を委託しておりました。</p> <p>今後も自ら耕作を行うことは難しいため、売却の申出をしたとこ</p>

<p>議長</p>	<p>ろ、自作地に近いこと、今まで耕作を行ってきたなどから申出を受諾し、規模拡大を目的とする申請であります。</p> <p>申請地は、農振農用地区域内農地 1,312 m<sup>2</sup>、権利者の耕作面積、376,560 m<sup>2</sup>、農作業歴 41 年、従農数 2 名であります。</p> <p>農機具の所有状況、労働力、技術力等問題ないと考えます。</p> <p>以上です。</p> <p>事務局の説明は終わりました。質疑に入ります。ご質疑ございますか。(なし声)</p> <p>「質疑なし」ということですので、質疑を打ち切り採決に入ります。</p>
<p>議長</p>	<p>議案第 1 号 1 番につきまして、原案に賛成委員の挙手を求めます。挙手全員であります。</p> <p>よって議案第 1 号 1 番は承認されました。</p>
<p>議長</p>	<p><b>【議案第 2 号】</b></p> <p>次に、議案第 2 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」を議題といたします。</p> <p>議案第 2 号 1 番について、担当委員の現地調査及び説明を、11 番 森田委員、お願いします。</p>
<p>森田委員</p>	<p>議案第 2 号 1 番について申請地を 8 月 3 日に確認しましたので、説明いたします。</p> <p>申請地の所在につきましては別添資料をご覧ください。</p> <p>富津出荷場より南西の方向約 1.4km に位置する農地であります。</p> <p>申請地は現在、遊休農地となっておりますが、日射量が良好で、既存電柱を利用することができ、整地費用も安価であることから、太陽光発電施設として有効利用することができるため、所有権移転を伴う転用申請をするものです。</p> <p>周辺農地には、影響がないよう計画されており問題はありません。</p>

議長	<p>以上です。</p> <p>担当委員の説明は終わりました。事務局補足説明をお願いします。</p>
事務局（樋口）	<p>ただいまの森田委員の説明に補足させていただきます。</p> <p>農地区分に関しては、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産力の低い農地であることから、第2種農地と判断されます。造成は整地のみ行い、埋め立てはありません。</p> <p>また、用水の引き込みはなく、汚水・雑排水の発生もありません。雨水は自然浸透としています。</p> <p>資金については、工事費に対し自己資金での支払となっており、添付書類から確認済みです。</p> <p>太陽光発電施設として利用するにあたり、立地基準、一般基準など全て満たしており、問題ないと考えます。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>事務局の説明は終わりました。質疑に入ります。ご質疑ございますか。（なし声）「質疑なし」ということですので、質疑を打ち切り採決に入ります。</p> <p>議案第2号1番につきまして、原案に賛成委員の挙手を求めます。挙手全員であります。</p> <p>よって議案第2号1番は承認されました。</p>
議長	<p>次に、議案第2号2番について、担当委員の現地調査及び説明を、11番 森田委員、お願いします。</p>
森田委員	<p>議案第2号2番について申請地を8月3日に確認しましたので、説明いたします。</p> <p>申請地の所在につきましては別添資料をご覧ください。</p> <p>富津公民館より東の方向約350mに位置する農地であります。</p> <p>権利者は、再生可能エネルギーを主軸とした事業を行っており、申</p>

	<p>請地が日照条件の良い適地であり、長年耕作に利用されておらず、周辺農地への影響も極めて少ないと判断し、所有権移転を伴う転用申請をするものです。</p> <p>周辺農地には、影響がないよう計画されており問題はありません。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>担当委員の説明は終わりました。事務局補足説明をお願いします。</p>
事務局（樋口）	<p>ただいまの森田委員の説明に補足させていただきます。</p>
	<p>農地区分に関しては、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産力の低い農地であることから、第2種農地と判断されます。造成は整地のみ行い、埋め立てはありません。</p> <p>また、用水の引き込みはなく、汚水・雑排水の発生もありません。雨水は自然浸透としています。</p> <p>資金については、工事費に対し自己資金での支払となっており、添付書類から確認済みです。</p> <p>太陽光発電施設として利用するにあたり、立地基準、一般基準など全て満たしており、問題ないと考えます。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>事務局の説明は終わりました。質疑に入ります。ご質疑ございますか。（なし声）「質疑なし」ということでありますので、質疑を打ち切り採決に入ります。</p>
	<p>まず、議案第2号2番につきまして、原案に賛成委員の挙手を求めます。挙手全員であります。</p>
	<p>よって議案第2号2番は承認されました。</p>
議長	<p>次に、議案第2号3番について、担当委員の現地調査及び説明を、</p>
	<p>2番 澤邊委員、お願いします。</p>
澤邊委員	<p>議案第2号3番について申請地を8月5日に確認しましたので、説</p>

	<p>明いたします。</p> <p>申請地の所在につきましては別添資料をご覧ください。</p> <p>JR 佐貫町駅より南西の方向約 1.5 k m に位置する農地であります。</p> <p>権利者は、他に土地の所有はなく、今後の親の介護等を行っていくため、申請地に住宅建設をすべく、使用貸借権設定を伴う転用申請をするものです。</p> <p>周辺農地には、影響がないよう計画されており問題はありません。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>担当委員の説明は終わりました。事務局補足説明をお願いします。</p>
事務局 (樋口)	<p>ただいまの澤邊委員の説明に補足させていただきます。</p> <p>農地区分に関しては、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産力の低い農地であることから、第 2 種農地と判断されます。造成は整地のみ行い、埋め立てはありません。</p> <p>また、用水は上水道から引き込み、汚水・雑排水は合併浄化槽を経由し、雨水とともに既存道路側溝に放流します。</p> <p>資金については、工事費に対し借入金での支払となっており、添付書類から確認済みです。</p> <p>専用住宅として利用するにあたり、立地基準、一般基準など全て満たしており、問題ないと考えます。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>事務局の説明は終わりました。質疑に入ります。ご質疑ございますか。(なし声)「質疑なし」ということでありますので、質疑を打ち切り採決に入ります。</p> <p>まず、議案第 2 号 3 番につきまして、原案に賛成委員の挙手を求めます。挙手全員であります。</p> <p>よって議案第 2 号 3 番は承認されました。</p> <p><b>【専決処分報告について】</b></p>

議長	次に、市街化区域内にある農地の「専決処分報告について」を事務局長よりお願いします。
局長（棟方）	<p>専決処分についてご報告いたします。</p> <p>農地法第5条第1項第6号の規定による届け出, 市街化区域内にある農地の権利移動6件です。まず、1番と6番は専用住宅として所有権移転するもので、面積はそれぞれ1番が430㎡、6番が204㎡です。</p> <p>2番と3番は宅地分譲として所有権移転するもので、面積はそれぞれ2番が198㎡、3番が165㎡です。4番は太陽光発電施設として所有権移転するもので、面積は1,026㎡です。5番は駐車場として所有権移転するもので、面積は134㎡です。</p> <p>これらの届出につきましては、添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により書類を受理いたしました。以上で報告を終わります。</p>
議長	<p>事務局長の専決処分の報告は終わりました。</p> <p>以上で本日の案件はすべて終了いたしました。</p> <p>そのほかに、委員さんの方から何かありますか。</p> <p>事務局何かありますか。</p> <p>（平野：①地域計画に関するアンケート回収のお礼。②R6 親睦会費について。）</p>
会長	<p>皆様には、慎重審議を賜りまして、ありがとうございました。なお、次回の農業委員会総会は、9月5日木曜日、場所は401会議室、時間は午後1時30分から開催いたします。</p> <p>本日の定例会は終了します。</p> <p>閉会 午後1時50分</p>